

函館市がん患者医療用補正具購入費助成事業 よくある質問

項目	質問	回答
共通事項		
対象者	対象となる性別はありますか。	性別に制限は設けていません。
	年齢制限はありますか。	いいえ、ありません。 18歳未満の方も対象となりますが、申請者は保護者となります（委任状不要）。
	過去に他県・他市町村で同様の助成を受けたことがありますか、対象となりますか。	いいえ、なりません。過去に他自治体で同様の助成を受けている方は本事業の対象になりません。
対象経費	助成申請額の計算方法を教えてください。	購入金額の2分の1の額から千円未満を切り捨てた額になります。なお、上限額は2万円です。 例：5,900円の場合 ⇒ 2,950円（2分の1の額） ⇒ 助成申請額 2,000円 50,000円の場合 ⇒ 25,000円（2分の1の額） ⇒ 助成申請額20,000円
	送料や手数料を購入金額に含めてもよいですか。	いいえ、含めません。本体価格（消費税込み）のみが対象経費となります。
	購入時にポイントやクーポンを利用した場合でも申請可能ですか。	申請者自身が貯めたポイントは現金とみなします。クーポン等によって割引かれたものは、割引後の価格が対象経費となります。
申請書類	インターネットでウィッグを購入し、領収書が発行されなかった場合（クレジット決済含む）どのような資料が必要でしょうか？	原則、領収書が必要となります。まずは購入店に領収書の発行を依頼してください。 領収書の発行が困難な場合については、購入したことが証明できる納品書の写しやメール等、 対象者（申請者）氏名、購入年月日、品名、購入金額、領収書発行者の名称及び住所 がわかるものをご提出ください。
	領収書は原本でいいですか。	原則、写しを頂戴しております。原本を提出いただいた場合、返却できない場合がありますのでご了承ください。
	申請書類は返却してもらえますか。	原則、書類の返却はしていません。
申請	申請は郵送でも可能ですか。	可能です。郵送または窓口にご持参ください。
	体調が悪く申請に行けません。代理で家族が申請してもいいですか。	可能です。助成の対象者と申請者が異なる場合は委任状が必要となります。
	ウィッグの助成申請をしたあと、医療用補正下着の助成申請はできますか。	はい、できます。申請は補正具の区分ごとに1人につき1回となります。
	申請が受理されたあとは何か届きますか。	振り込みが決定したら決定通知書をお送りしていますので、ご確認ください。
医療用ウィッグについて		
対象者	がん以外の病気で脱毛の副作用がある治療を受けました。事業の対象となりますか。	がん患者以外は対象外となります。
	以前にこの事業に申請し助成金を受け取った数年後に、新たに別のがんに罹患しウィッグを購入しました。この場合は事業の対象となりますか。	いいえ、なりません。事業の対象となるのはがんの罹患回数に関わらず1人につき生涯で1回限りです。
	抗がん剤治療から1年以上経過していますが、事業の対象になりますか。	なります。治療時期の要件はありませんので、「脱毛の副作用がある抗がん剤治療等の受診を証明する書類の写し」をご用意ください。ただし、申請できるのは抗がん剤治療開始後となります。
助成条件	急性骨髄性白血病は対象になりますか。	はい、なります。対象疾患については、がん情報センターに掲載されている疾患に準じます。
	抗がん剤の種類は関係ありますか。	関係あります。脱毛の副作用がある抗がん剤であれば種類は問いませんが、脱毛の副作用がない抗がん剤では受理できません。
対象経費	抗がん剤治療以外の治療は対象になりますか。	対象になるものもあります。頭部への放射線治療や脱毛の副作用があるホルモン療法など、脱毛の副作用がある治療であれば対象となります。
	いつ購入したウィッグが対象となりますか。	購入から1年以内に申請があったものが対象となります。なお、購入の翌日から起算し1年以内となるので、購入日の翌年の同日までの申請が対象となります。
	ウィッグを複数購入した場合は、まとめて補助金を申請できますか？	いいえ、できません。補助金交付の対象ウィッグは、1人につき1個のみとなります。
	頭皮保護用ネットとは何が該当しますか。	ウィッグを被る前に髪をまとめたり、頭部を保護するためのネットです。インナーキャップも対象となります。ただし、頭皮保護用ネットのみでの申請は受け付けておりませんので、ウィッグと同時に申請してください。
	医療用ウィッグのJIS規格（JIS9623）適合以外のウィッグは対象外ですか。	いいえ。JIS規格に関わらず、全頭ウィッグであれば対象となります。
申請書類	毛付き帽子は対象ですか。	いいえ、補助対象外です。ただし、名称が毛付き帽子であっても、外観や機能が全頭ウィッグと同様のものだと書類上で確認ができれば対象とします。
	脱毛の副作用がある抗がん剤治療等の受診を証明する書類の写しとは具体的にどのような書類ですか。	治療の副作用により脱毛が起きたこと、起きる可能性があることがわかる書類が必要です。 <例> ・抗がん剤治療（脱毛の副作用があるもの）実施時の診療明細書 ・療法名や薬剤名が明記された入院計画書・抗がん剤同意書 ・「脱毛有り」と明記された医師の診断書（病名だけが記載された診断書では対応できません）
胸部補正具について		
対象経費	乳房再建術を受け、人工乳房を埋め込みました。助成の対象となりますか。	いいえ、なりません。乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものは対象外となります。
	医療用補正下着を複数枚購入しました。すべて対象になりますか。	購入日から1年以内のものはすべて対象となります。ただし、申請は一度きりなので、まとめて申請してください。助成額は合計金額の2分の1の額から千円未満を切り捨てた額で、上限は2万円となります。
	どのような下着が対象となりますか。	普段の生活で身に着ける胸部補正下着であれば、メーカー等は問いません。ただし、領収書のただし書きが「補正下着」代であるものに限りです。また、領収書に品名等の記載がない場合、それがわかる書類が必要となります。
申請書類	胸部補正具の助成申請をしたいのですが、がんの治療を受けたことが確認できる書類とは、具体的にどのようなものになりますか。	手術の同意書等、外科的治療によって乳房の形に変化が生じることが確認できる書類となります。「手術」と書かれた領収書ではお受けできません。
	数年前に乳がんの切除手術を受けました。すでに手術の同意書等捨ててしまったのですが、申請できますか。	乳がんによって外科的治療を行ったことを証明する書類の提出が必要です。手術を受けた医療機関にご相談ください。